

水質汚濁防止法に基づく排水基準が見直されました

1 畜産農業と水質汚濁防止法

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、排水基準値をクリアすることが必要です。

< 特定施設 > （都道府県 又は水濁法政令市に届出が必要です）
 総面積 50m²以上の豚房
 総面積 200m²以上の牛房
 総面積 500m²以上の馬房

2 畜産農業で注意が必要な水質項目

- 健康項目（全ての特定事業場が対象）
 アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）など
- 生活環境項目（日平均排出水量が50m³以上の特定事業場が対象）
 生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌数、全窒素含有量、全りん含有量 など

3 硝酸性窒素等の暫定排水基準 ここが見直し!

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。排水基準違反には、罰則規定があります。

施設	現行	見直し後 (令和7年7月1日～)	適用期間
馬房施設	一般排水基準 100mg/L	一般排水基準 <small>アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）など</small> 100mg/L	—
牛房施設	300mg/L		
豚房施設	400mg/L	400mg/L	令和7年7月1日から 令和10年9月30日まで

排水の測定・記録・保存が必要です

4 測定・記録・保存の義務

- 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排水の水質項目について、**1年に1回以上の測定・記録**と**3年間の保存**が義務付けられています。

※測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

- 現在の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

測定項目

排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排水の汚染状態及び量）に記載した項目

測定・記録・保存

排出口ごとに年1回以上測定

（ただし、雨水専用排出口は除く）

所定の様式に記録し、3年間保存

罰則の内容

測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合、30万円以下の罰金

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

いま一度ご確認ください。



別紙4（一部抜粋）			
排水の汚染状態及び量			
工場又は事業場における 施設番号	No.1 排出口		
	種類・項目	通常	最大
排水 の 汚 染 状 態	pH		
	BOD		
	SS		
	T-N		
	T-P		
	硝酸性窒素等		
	……		
……			
排水の量 (m ³ /日)	通常	最大	

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3678 電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124
メールアドレス：ken-oukaho@pref.kanagawa.lg.jp

東部出張所

〒226-0015 横浜市緑区三保町2076 電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432



県央家保HP